

政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年一月三十一日

藤末健三

参議院議長 江田五月 殿



政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書

私は、「政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書」(第一六八回国会質問第八一号)に対する答弁書(以下「前回答弁書」という。)を受領した。

前回答弁書を踏まえ、以下質問する。

一 前回答弁書において、必要に応じて最適化計画の改定を行うこととしているが、改定の実績はあるのか。具体的に示されたい。

また、情報化統括責任者(CIO)連絡会議における指摘などは適切に公開されているのか、また、改定に反映されているのか、明らかにされたい。

二 各地方公共団体の情報システムについては、情報システムの活用による効率化に伴い人件費の圧縮が図られ、地方公共団体の財政改善を進める上で重要であると考えますが、地域情報プラットフォーム(地方公共団体の行政サービスを中核とした高付加価値サービスの提供を支える情報基盤)での整理だけでなく、中央政府がイニシアティブをとりSaaS(サーズ)やASP(アプリケーションサービスプロバイダ)な

どを開発して提供することも検討すべきではないか。またその際、海外で普及しているSaaSやASPのシステムの導入なども検討すべきではないかと思うが、政府の認識を示されたい。

右質問する。